

**副本**

平成23年(行コ)第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件  
控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外20名  
被控訴人 栃木県知事 福田富一

証拠 言証 明書

東京高等裁判所第4民事部 御中

平成25年6月18日

被控訴人訴訟代理人弁護士

谷 田 容 己

同

白 井 裕 錄

同

船 田 平 浩

同

平 野 鳴 清

同

橋 本 鉛

同

阿 久 津 元

同

橋 本 陽

同

橋 本 忠

同

橋 本 正

同

橋 本 研

同

橋 本 岩 原

同

橋 本 塚 誠

同



号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙95	県南広域的水道整備協議会規約(写し)	19.6.1 (23.10.1 最終改訂)	栃木県	栃木県及び関係市町をもつて構成された、県南地域を対象とする広域的水道整備計画について協議等を行う協議会を設置していること。
乙96	県南広域的水道整備事業検討部会設置要綱(写し)	19.6.1 (23.10.1 最終改訂)	栃木県	県南広域的水道整備協議会規約により、県南地域を対象とした、広域的水道整備事業に関する調査、研究、情報交換等を行うための部会を設置していること。
乙97	報告書(原本)	25.6.7	栃木県	控訴人から求駆明があつた水资源機構水道水源開発施設整備費補助金の補助率変更の理由。

# 県南広域的水道整備協議会規約

副本

乙第 95 号証

## (名 称)

第1条 本会は「県南広域的水道整備協議会」と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、県南地域を対象とする広域的水道整備計画について協議等を行うことを目的とする。

## (構 成)

第3条 本会は、栃木県及び栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町（以下「県南関係市町」という。）をもつて構成する。

## (事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県南広域的水道整備計画の策定に向けた協議に関すること。
- (2) 県南広域的水道整備事業に関する調査研究に関すること。
- (3) 県南関係市町の水道事業に係る情報交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (構成員)

第5条 協議会の構成員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 栃木県知事
- (2) 栃木市長
- (3) 下野市長
- (4) 壬生町長
- (5) 野木町長
- (6) 岩舟町長

## (役 員)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、栃木県知事をもつて充て、協議会を代表し、会務を総理する。

乙第 95 号証 第 97 号証

(会議)

第7条 会議は必要に応じ会長が招集するものとし、会長は会議を総括する。

2 会長は、必要に応じて関係職員、学識経験者等の出席を要請することができる。

(検討部会)

第8条 協議会に、県南広域的水道整備事業に関する調査、研究、情報交換等を行うため、検討部会を置く。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、栃木県総合政策部総合政策課内に事務局を置く。

2 事務局は、協議会に関して次の事務を処理する。

(1) 調査、検討に必要な資料の収集、作成等

(2) 会議など協議会全体の運営に必要な事務

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、会議の運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年10月1日から適用する。

## 県南広域的水道整備事業検討部会設置要綱

### (趣旨)

第1 県南広域的水道整備協議会（以下「協議会」という。）規約第8条の規定により、県南地域を対象とした、広域的水道整備事業に関する調査、研究、情報交換等を行うため、県南広域的水道整備事業検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (組織等)

第2 部会は、別表に掲げる者により構成する。

### (部会長)

第3 部会に部会長を置き、部会長に栃木県保健福祉部生活衛生課長を充てる。

### (会議)

第4 部会は、協議会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。  
2 部会長は、必要があると認めるとときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5 部会の庶務は、栃木県保健福祉部生活衛生課において処理する。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関する必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

課長	主幹兼 課長補佐 (総括/事)	課長補佐 (総括/技)	主幹 (ダム GL)	課長補佐	副主幹	ダム水資源担当
赤上	橋本 義穂	黒崎 信吾				

報 告 書

乙標 97 号証

平成23年(行コ)第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件において、控訴人から求  
釈明があつた件について確認した結果は以下のとおりでしたので、報告します。

平成25年6月7日

栃木県国土整備部砂防水資源課長 様

国土整備部 砂防水資源課  
橋本 正人  
課長補佐 岩崎 研司  
副主幹 谷口 誠  
主査 塚原 京

1 控訴人からの求釈明の内容

平成25年5月16日付け控訴人準備書面9の19ページから抜粋

「要綱（注：独立行政法人水資源機構水道水源開発施設整備費補助金交付要綱）の別表には、水道  
用水供給事業について、2009（平成21）年度以前に採択された事業であつて、用水単価が1  
30円以上であり、かつ資本単価が100円以上又は原水単価が90円以上の場合には補助率が1  
／2、それ以外の場合は補助率が1／3とされているところ、2008（平成20）年度までは補  
助率が1／3であったものが、2009（平成21）年度からは1／2と増加している。」

「控訴人は、被控訴人に対して、この試算結果及び試算の前提となつた資料を明らかにするよう  
求める。」

2 対応

補助金の交付対象は独立行政法人水資源機構であり、栃木県では試算していないため、以下のと  
おり水資源機構職員に対して確認を行つた。

・日時：平成25年5月29日（水）午前10時

・場所：栃木県庁砂防水資源課

・相手方：独立行政法人水資源機構 思川開発建設所 調査設計課長 前田剛宏氏  
調査設計課 金山明広氏

### 3 水資源機構職員の説明（要旨）

補助率が1／3から1／2になったのは、平成21年の思川開発事業の第3回実施計画変更に伴い原水単価が変更されたためである。

原水単価は、要綱に基づいて以下の計算式を用いて算出する。

$$\text{原水単価} = \text{建設費（億円)} \div \text{開発水量 (m}^3\text{/s)} \times 0.6$$

建設費とは、総事業費×水道負担率であり、

$$\text{原水単価} = \text{総事業費（億円)} \times \text{水道負担率} \div \text{開発水量 (m}^3\text{/s)} \times 0.6 \text{ となる。}$$

平成20（2008）年度までは、事業実施計画（第2回変更）の数値に基づく。

$$\text{原水単価} = 1,850 \text{（億円)} \times 0.2551 \div 3.202 \text{ (m}^3\text{/s)} \times 0.6 = \underline{8.8 \text{円}}$$

※円未満切り捨て

90円以上でないため、1／2の補助率が適用されなかつた。

平成21（2009）年度からは、平成21年3月26に認可された事業実施計画（第3回変更）の数値に基づく。

$$\text{原水単価} = 1,850 \text{（億円)} \times 0.2426 \div 2.984 \text{ (m}^3\text{/s)} \times 0.6 = \underline{9.0 \text{円}}$$

※円未満切り捨て

90円以上であり、1／2の補助率が適用された。

別 表

栃木県	総合政策部 総合政策課課長 保健福祉部 生活衛生課課長
栃木市	総合政策部 総合政策課課長 上下水道部 水道課課長
下野市	総合政策部 総合政策課課長 建設水道部 水道課課長
壬生町	総務部 企画財政課課長 上下水道部 水道課課長
野木町	政策課課長 上下水道課課長
岩舟町	企画課課長 水道課課長